

国海員第 265 号
令和 8 年 9 月 18 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

井 林 辰 憲



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 521 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
松江海運有限会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号
株式会社テムマリタイム	兵庫県神戸市中央区東町123番1 貿易ビル810
坂井汽船株式会社	広島県呉市川尻町小用二丁目6番11号